

既存入居者の住替えおよび入居申込みに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存入居者を公募を行わず他の市営住宅に入居させる場合の取扱いおよび既存入居者が公募を行う市営住宅に入居の申込みをすることができる場合の取扱いについて、函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号以下「条例」という。）および函館市営住宅条例施行規則（平成9年函館市規則第53号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存入居者 条例第5条第7号に規定する既存入居者のうち、現に市営住宅に入居している者をいう。
- (2) 住替え 既存入居者の同居者の人数に増減があったことまたは既存入居者もしくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、当該既存入居者を公募を行わず市長が入居者を募集しようとしている他の市営住宅へ入居させることをいう。

(住替えの申込みができる者)

第3条 住替えの申込みをすることができる既存入居者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 同居者が増えた場合において、次の表の左欄に掲げる住替資格を有する者の区分に応じ同表右欄に定める規模の住宅に住替えを希望する者

| 住 替 資 格 | | 住替えをすることができる住宅の規模 |
|------------------|---------------|-------------------|
| 既存入居者および同居者の合計人数 | 現に入居している住宅の規模 | |

| | | |
|------|---------------------------|--------------------------|
| 3人 | 住戸専用面積が39㎡以下 または1LDK以下 | 住戸専用面積が73㎡未 満かつ3LDK以下 |
| 4人 | 住戸専用面積が50㎡以下 または2DK以下 | 4LDK以下 |
| 5人以上 | 住戸専用面積が56㎡以下 または2LDK以下 | |

イ 同居者が減った場合において、次の表の左欄に掲げる住替資格を有する者の区分に応じ同表右欄に定める規模の住宅に住替えを希望する者

| 住 替 資 格 | | |
|------------------|---------------|---------------------------|
| 既存入居者および同居者の合計人数 | 現に入居している住宅の規模 | 住替えをすることができる住宅の規模 |
| 2人 | 住戸専用面積が73㎡以上 | 住戸専用面積が64㎡未 満かつ3LDK以下 |
| 1人 | 住戸専用面積が56㎡以上 | 住戸専用面積が55㎡以下 または1LDK以下 |

ウ 既存入居者または同居者が、加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなった場合で、当該身体の機能上の制限を軽減できる設備等を備えた市営住宅に住替えを希望する者

(2) 条例第6条に規定する入居資格を有する者

(3) 現に円滑な共同生活を営み、条例、規則等の規定に違反していない者

(4) 現に入居している市営住宅に1年以上入居している者。ただし、市長が特に認めた場合を除く。

(住替え)

第4条 条例第5条第7号に規定する市長が入居者を募集しようとして

いる市営住宅は、既存の市営住宅のうち規則第3条に規定する方法により公募する市営住宅を除く現に空家となっている住宅とする。

- 2 条例第5条第7号の規定による住替えは、同一団地内において行うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(住替えによる入居の申込および決定)

第5条 住替えによる入居の申込および決定は、条例第8条の規定にもとづき行うものとする。この場合において、第3条第1号ウに該当する者については、医師の診断書等日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことを証する書類（以下単に「診断書等」という。）を規則第5条の市営住宅入居申込書に添付しなければならない。

- 2 住替えの申込みは、随時に受付するものとし、前条第1項に規定する現に空家となっている住宅がない場合、受付順に空家待ちとして登録する。ただし、第3条第1号ウに該当する者は、同号アおよびイに該当する者に優先して登録するものとする。

(既存入居者の公募による入居申込み)

第6条 既存入居者は、条例第8条第1項の規定による市営住宅の公募による入居の申込みをすることができない。ただし、当該既存入居者が第3条各号のいずれにも該当する者である場合であって、住替えの申込みをしないときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する者が入居の申込みをする場合において、当該者が第3条第1号ウに該当するときは、規則第5条の市営住宅入居申込書に診断書等を添付しなければならない。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年6月27日から施行する。